

児童養護施設藤崎台童園後援会会則

(名称)

第1条 本会は、児童養護施設藤崎台童園後援会（以下、「本会」という。）という。

(所在地)

第2条 本会は、事務所を熊本市中央区古京町3番5号所在の児童養護施設藤崎台童園（以下、「藤崎台童園」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、関係者の親睦と藤崎台童園が行う事業を物心両面から支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 藤崎台童園卒園生、藤崎台童園の役職員であった者及び現に役職員である者並びに藤崎台童園が行う各種活動への支援協力や資金援助を行う者等の親睦を図るための事業
- (2) 藤崎台童園が行う各種活動への支援協力
- (3) 在園生の福祉の増進に必要な資金の援助並びに藤崎台童園が行う各種活動の実施や施設設備の整備改修等に必要な資金の援助
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のために行う事業への協力支援や資金援助を行う個人・団体をもって構成する。

(年会費)

第6条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 一口 2,000円
 - (2) 団体会員 一口 10,000円
- 2 本会の会員になろうとする者は、年会費を添えて入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、所定の振込用紙にて年会費を納入した者は年会費の納入をもって会員とみなす。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特別に費用を必要とするときは、役員会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。

(年会費の納入)

第7条 年会費は、毎年度末までに納入しなければならない。但し、新規会員は、入会時に年会費を納入するものとする。

- 2 既に納入した年会費は、いかなる事由があっても返還しない。
- 3 年会費を3年以上滞納した者は、退会したものとみなす。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
 - (2) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき
 - (3) 除名されたとき
- 2 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に申し出るか、もしくは退会届を会長に提出しなければならない。
- 3 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的にそぐわない行為があったときは、役員会の承認を経て会長は当該会員を除名することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
 - (2) 会長 1名
 - (3) 副会長 3名
 - (4) 会計監事 2名
 - (5) 幹事 4名
 - (6) 顧問 1名
 - (7) 事務局員 3名
- 2 名誉会長は、児童養護施設藤崎台童園後援会の会長であった者をあてる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 会計監事は、本会の会計監査を行う。
- 6 幹事は、他の役員とともに役員会を構成し、会務の相談に預かる。
- 7 顧問は、社会福祉法人藤崎台童園理事長の職にある者をもってあてる。
- 8 事務局員は、会長及び副会長を補佐し、本会の日常の事務を処理する。また、事務局員は社会福祉法人藤崎台童園常務理事、児童養護施設藤崎台童園園長及び書記の職にある者をもってあてる。

(役員任期)

第10条 本会の役員任期は5年とし、再任を妨げない。但し、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員報酬は無給とする。但し、実費弁償はすることができる。

(役員を選任及び解任)

第11条 役員を選任は、会員で構成する総会において、出席者の三分の二以上の同意を得て行う。

- 2 役員が心身の故障により職務に堪えないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、他の役員の過半数の同意により、これを解任することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、会員で構成する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 役員を選任
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項
- 4 役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 年会費の決定並びに臨時会費の徴収
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関すること
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 5 第3項、第4項の規定にかかわらず、予算の範囲内での収入、支出については、社会福祉法人藤崎台童園常務理事が専決する。
- 6 総会及び役員会は会長が招集する。但し、会長は、会員の過半数から総会の開催を求められたとき、あるいは役員過半数から役員会の開催を求められたときは、これを招集しなければならない。
- 7 総会の議事、役員会の議事ともに、この会則に別に規定するものを除き、出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(予算及び決算)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

- 2 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。但し、総会の日までは前年度予算を基準として執行する。
- 3 本会の事業報告及び収支決算は、総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(会則の変更)

第14条 本会の会則は、総会において会員総数の三分の二以上の同意がなければ変更することはできない。

(委任)

第15条 その他この会則に定めのない事項については、役員会の承認を経て
会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成23年10月22日より施行する。

附 則

この会則は、平成29年11月25日より施行する。